

令和3年度 第1回都心エネルギープラン推進委員会  
報告資料

## プロジェクト⑥ 都市開発の誘導・調整

行政計画上の位置付け

【都心エネルギープラン】

都心エネルギーマスタープラン（抜粋）

・建物の建替えや改修時などに合わせて低炭素で持続可能なまちづくりを推進するために、札幌市独自の「誘導推進制度」の構築を検討。

・都心エネルギーアクションプラン プロジェクト⑥「都市開発の誘導・調整」

（プロジェクトの基本的な考え方）

都心エネルギーマスタープランで設定した低炭素、強靱、快適・健康に関する取り組みを既成市街地の更新の機会を捉えてまちづくりの中で誘導していく枠組みを構築するプロジェクトである。

一定規模以上の新築及び大規模改修建物を対象とした計画段階での事前協議、運用報告、公表・表彰制度、優良な取り組みへの支援策からなる「（仮称）低炭素で持続可能な都市開発誘導推進制度」を構築し、2020～2030年ごろに予想される建物の更新に適用し、見直しと修正を柔軟に行いながら制度の実行力を高める。

令和3年度の取組内容

【部会の設置】

都心エネルギープラン推進委員会に部会を設置。

（※部会の構成は、過年度の「誘導制度検討部会」を踏まえ新たに組織）

次の内容について意見聴取し、制度検討などに反映

令和2年度の検討成果

- ・事前協議制度（案）
- ・運用実績報告制度（案） など

令和3年度の検討内容

- ・制度の周知手法
- ・公表、表彰および支援制度の検討、構築



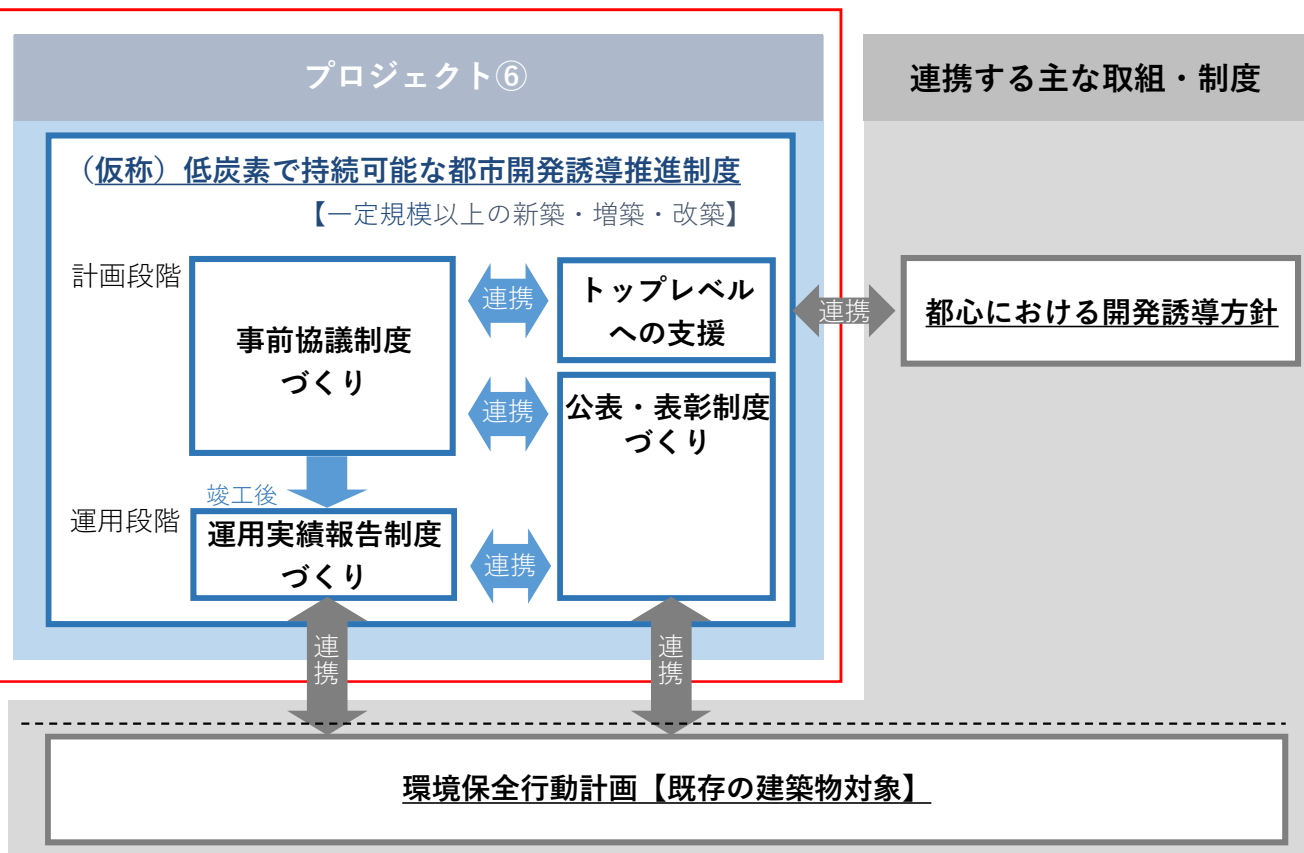
制度構築に向けた検討

■ 制度検討の手法

- ・都心まちづくり推進室が事務局となる懇話会「札幌都心エネルギープラン推進委員会」を設置。本内容についても意見交換を実施。
- ・推進委員会に「都市開発誘導制度部会」を設置し、本事業に特化した意見聴取を実施。検討内容に反映させるとともに、同委員会に適宜進捗報告を行う。

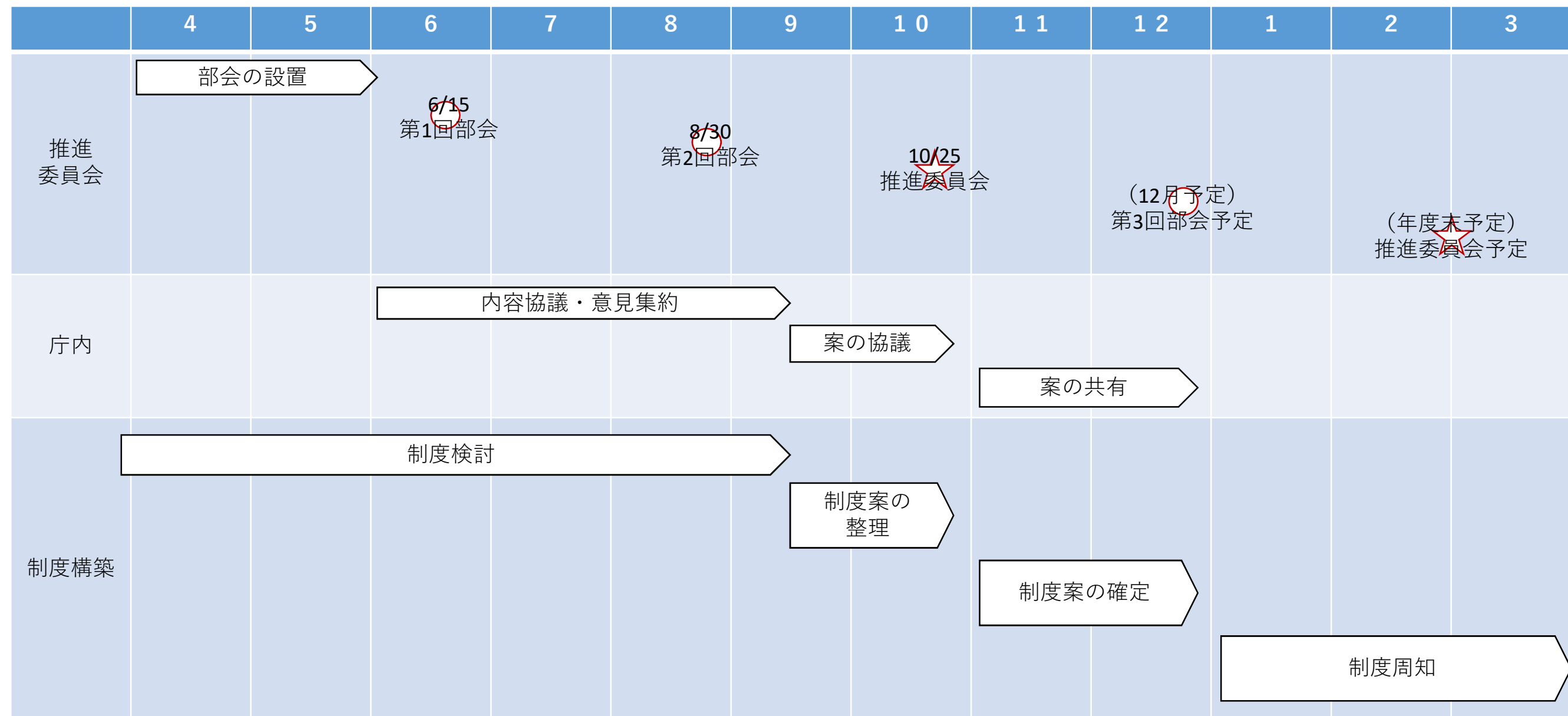
【部会構成】

学識	千葉大学大学院（村木教授）
ビル事業者	北海道ビルディング協会
経済界	札幌商工会議所
地域の関係者	札幌駅前通まちづくり会社、札幌大通まちづくり会社
オブザーバー	国土交通省都市局、不動産・経済専門家



- ・今年度これまでに2回部会を開催し、意見交換を実施
- ・このほか、庁内関係部署との協議を実施

制度構築に向けたスケジュール



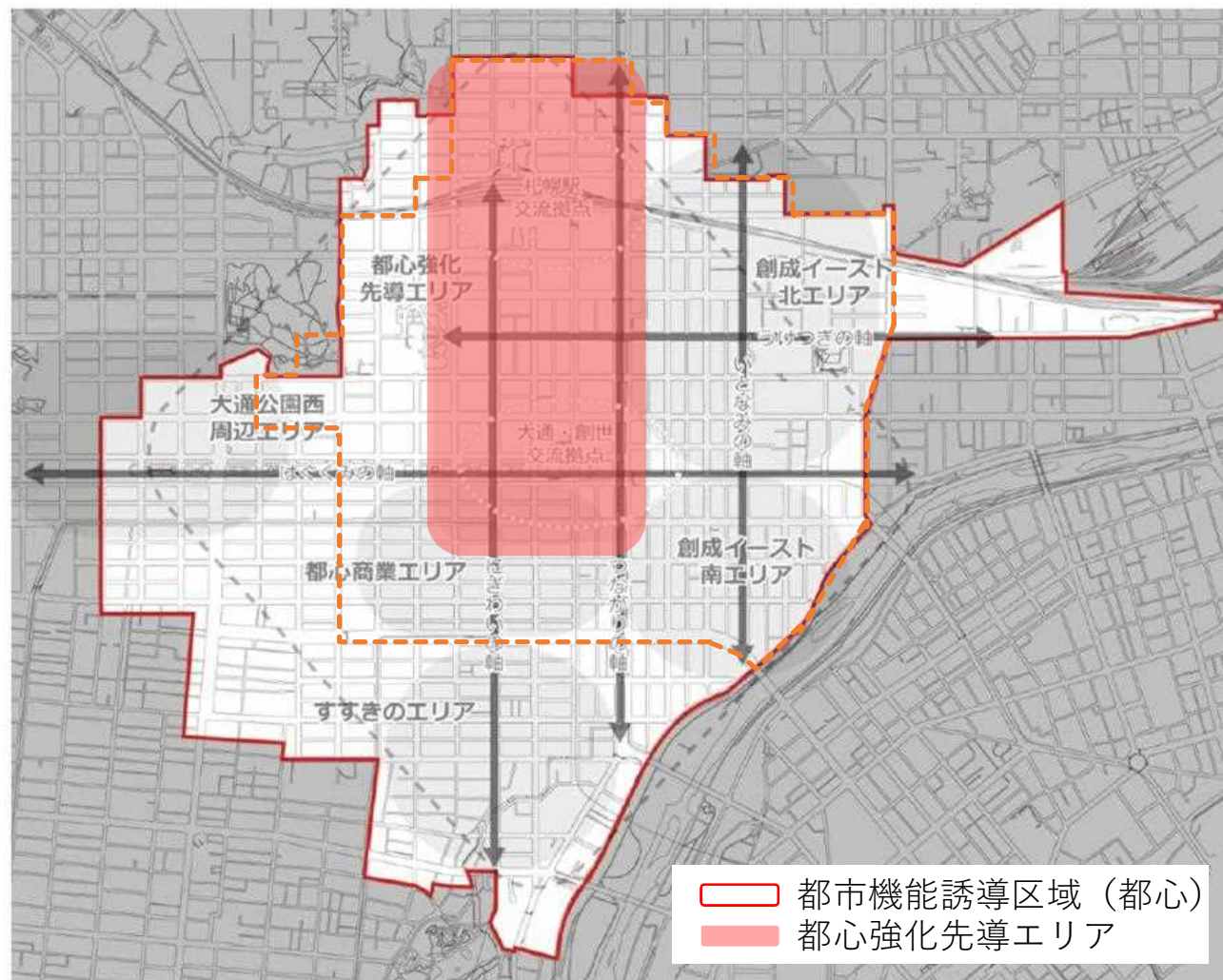
制度の運用に向けた整理

- 制度の根拠と所管
- 「札幌市都心における低炭素で持続可能な都市開発誘導要綱」を策定し、要綱による運用を想定。
- 制度所管は政策企画部都心まちづくり推進室事業調整担当課を想定。

制度の対象区域

制度の対象区域

都心における開発誘導方針との整合等を考慮し、立地適正化計画で定める「都市機能誘導区域（都心）」（480ha）とする。



(エネルギープラン対象区域)

【立地適正化計画における都心での取組（抜粋）】

- 容積率規制の緩和をはじめとした都市開発に係る諸制度や各種支援制度などを活用し、民間都市開発の誘導・調整を積極的に進めて、都市機能の集積を目指す
- エネルギーネットワークの構築や環境にやさしいグリーンビル化の推進等により、「環境首都・札幌」を象徴する都心の低炭素化を進める

この位置づけを踏まえ、本制度の対象区域を「都市機能誘導区域（都心）」とすることにより、容積率の緩和等に関する土地利用計画制度等の運用の考え方を明示し、民間都市開発を積極的に誘導することを目的とする「都心における開発誘導方針」の対象区域との整合を図る。

制度の対象行為、対象規模

制度の対象行為

- 対象行為は建築物の新築・増築・改築及び大規模の修繕等。

制度の対象規模

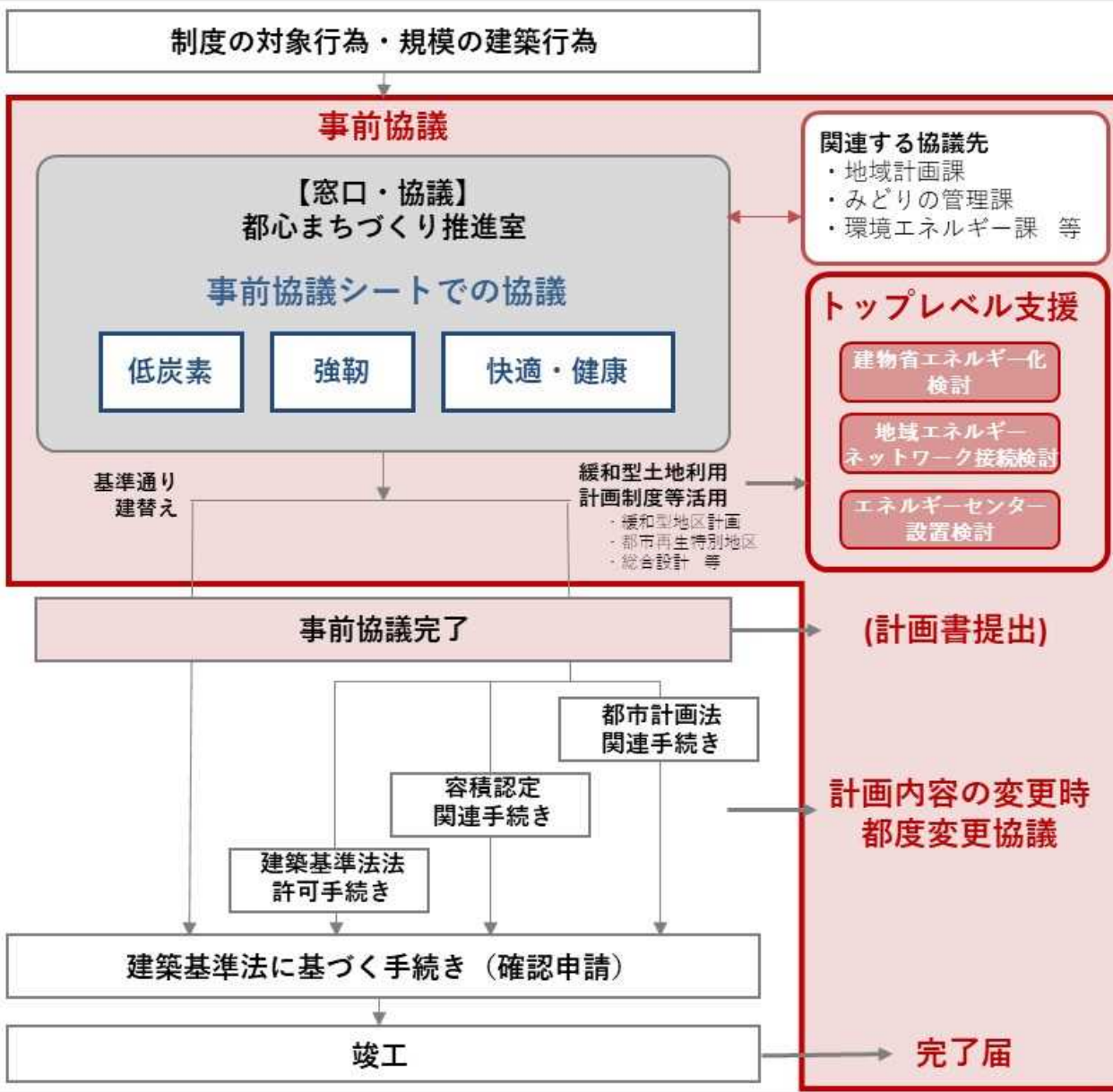
- 都心強化先導エリア：全件対象※
  - 対象区域全体：対象延べ面積5,000㎡を超える建物
- ※建築基準法第6条第1項第1号から第3号に該当するもの。  
 ※建築基準法第85条に規定する仮設建築物を除く。

	建築行為	都心強化先導エリア	都市機能誘導区域対象規模	該当要件	備考
建築確認申請の対象	新築	全件対象	延べ面積5,000㎡超	建築物への空気調和設備等の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修を含む場合	空気調和設備等 1. 空気調和設備その他の機械換気設備 2. 照明設備 3. 給湯設備 (4. 昇降機)
	増築		増築部の延べ面積5,000㎡超		
	改築		改築部の延べ面積5,000㎡超		
	大規模の修繕・模様替		対象延べ面積5,000㎡超		
	特殊建築物への用途変更		対象延べ面積5,000㎡超		



制度の概要

計画段階のフロー（イメージ）



運用段階のフロー（イメージ）



事前協議とトップレベル支援

協議内容を明確化して公開することにより、札幌都心で求める取組を事前提示し、民間事業者が開発計画を進めるうえでの参考としてもらうことを想定。これにより開発計画に係る協議のスピードアップや意思疎通を容易にし、民間事業者の負担の軽減を図る。

項目	協議内容（案）
低炭素	建物省エネ性能、エネルギー面利用、低炭素電力利用
強靱	自立分散電源の整備、災害時対応、エリア防災体制の構築 等
快適・健康	快適な屋内外空間の整備 等

■省エネ・省CO2対策への支援

緩和型土地利用計画制度との連携による支援や、開発計画の省エネ化・省CO2につながる取組誘導を行うために必要な専門的知見を提供する等の支援を行う。

運用実績報告

事前協議内容の履行状況や、実際の建物運用によるCO2排出量などの運用実態について報告を受けることを想定。高い取組効果が見られる案件については分析し、事前協議内容へ反映させることにより、他の計画への波及を促すことを想定。報告データは一元管理し、都心の環境負荷低減の進捗確認等に活用することを想定する。

項目	評価内容
低炭素	エネルギー消費実績（エネルギー消費量） 運用改善の方策 等
強靱	自立分散電源の状況 事前協議で示された取組事項の進捗状況 等
快適・健康	事前協議で示された取組事項の進捗状況 等

公表・表彰

公表・表彰は、計画・運用実績ともに優れた取組を札幌市が積極的に对外発信することにより、企業のCSRの間接支援や、他の開発計画への波及を促すことを想定している。札幌市公式HPでの公表に加え、まちづくりに関するフォーラム等の機会を捉え表彰を行うなどを検討する。

事前協議制度とトップレベル支援

■事前協議の目的

都心での一定規模以上の建物の建築等について、計画の初期の段階で事業者と札幌市が協議を行い、札幌市の行政計画や地域のまちづくりの方向性・目標等を共有することにより、より良い計画へと誘導することを目的とする。

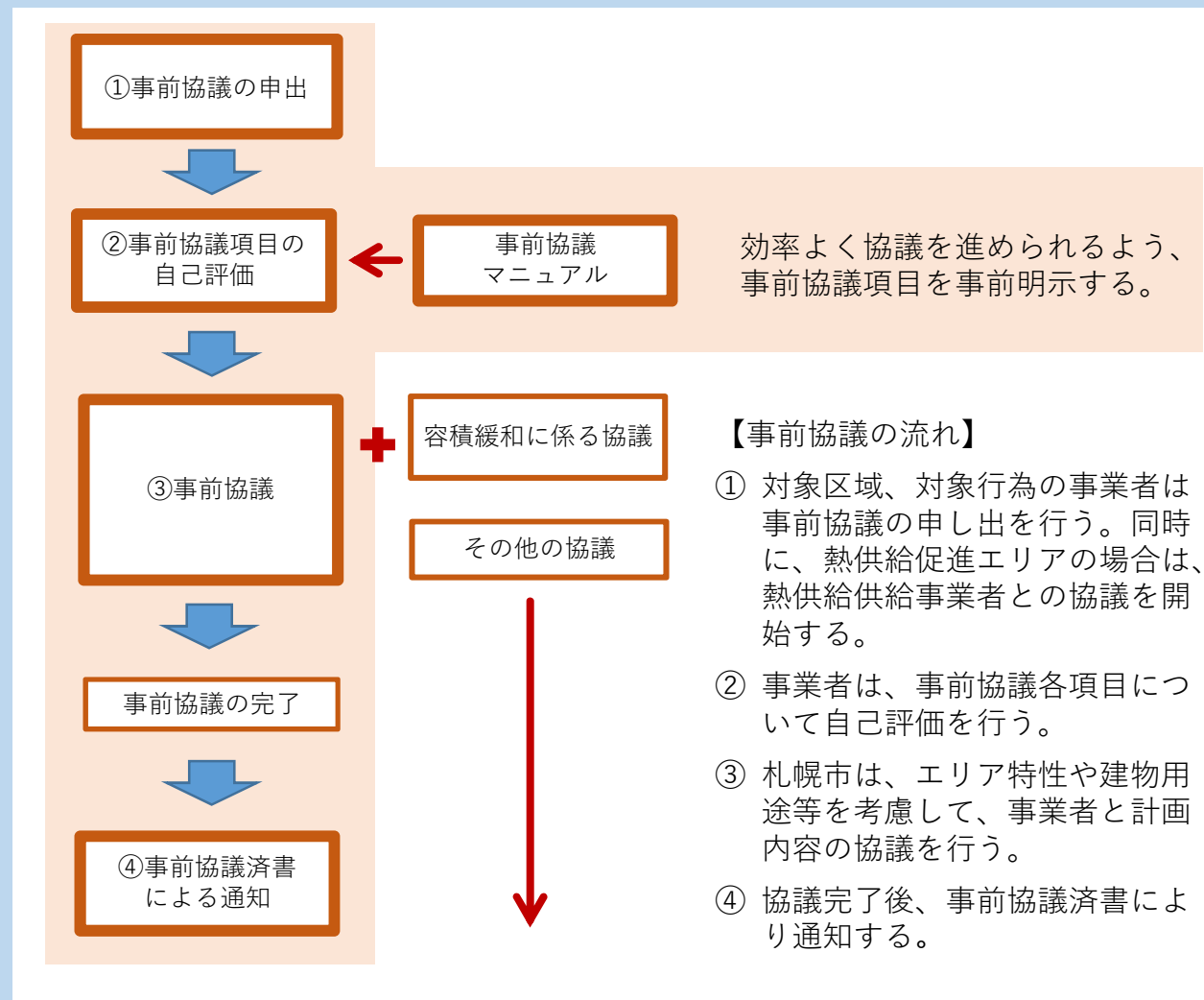
■トップレベル支援の目的

開発事業者が都心エネルギープランの目指す方向性を踏まえ、より高いレベルの取組を行うことで、低炭素で持続可能な都心のまちづくりを確実に進めるため、高いレベルの取組を行う事業者に対して支援を行う。

(部会での主な意見)

- 本事前協議制度と関連する行政計画に対し、事務局がどのように動くのか、具体的に示せるとよい。事業者にとって二度手間にならない制度であることをメリットにするべき。
- 事業者にとって協議に費やす所要時間を短縮することは大事な課題である。いたずらに協議が伸びるようなことは避け、社会課題について効率よく検討できるような進め方を制度に反映してほしい。
- 協議項目は定量的かつ定性的な表現として、技術革新に機動的に対応できるよう工夫してほしい。
- 寒冷地である札幌の積雪状況などの特徴もとらえた項目も必要。
- 都心エネルギープランのCO2排出量の目標削減率が2012年比だが、国の基準年度(2013年)と異なっている。これについて整理が必要ではないか。
- 緩和型土地利用計画制度との連携について、他都市事例のように期限を区切り、より積極的に政策を推進する方法も考えられるのではないか。
- 容積の緩和により建物が大型化することについては考え方の整理が必要。また建物性能を向上することに加え、使用するエネルギーそのものをどのように考えるのが重要。
- (制度そのものに関して)現時点の社会動向を踏まえ、本制度の名称等「低炭素」で本当に良いのか。「脱炭素に向けた取組」という方が良いのではないか。考え方について整理が必要。

■事前協議の進め方について



【事前協議の完了時期】

計画内容	協議完了時期
都市計画制度に基づく容積の緩和制度を活用する場合	都市計画手続き開始前まで
総合設計制度に基づく容積の緩和制度を活用する場合	総合設計制度に係る許可申請の前まで
容積の緩和を伴わない、建物の新築・増築・改築の場合	建築物省エネ法による適合判定を受ける前または届出を行う前まで
大規模の修繕の場合	建築確認申請の前まで
特殊建築物への用途変更の場合	用途変更の建築主事への届出の前まで

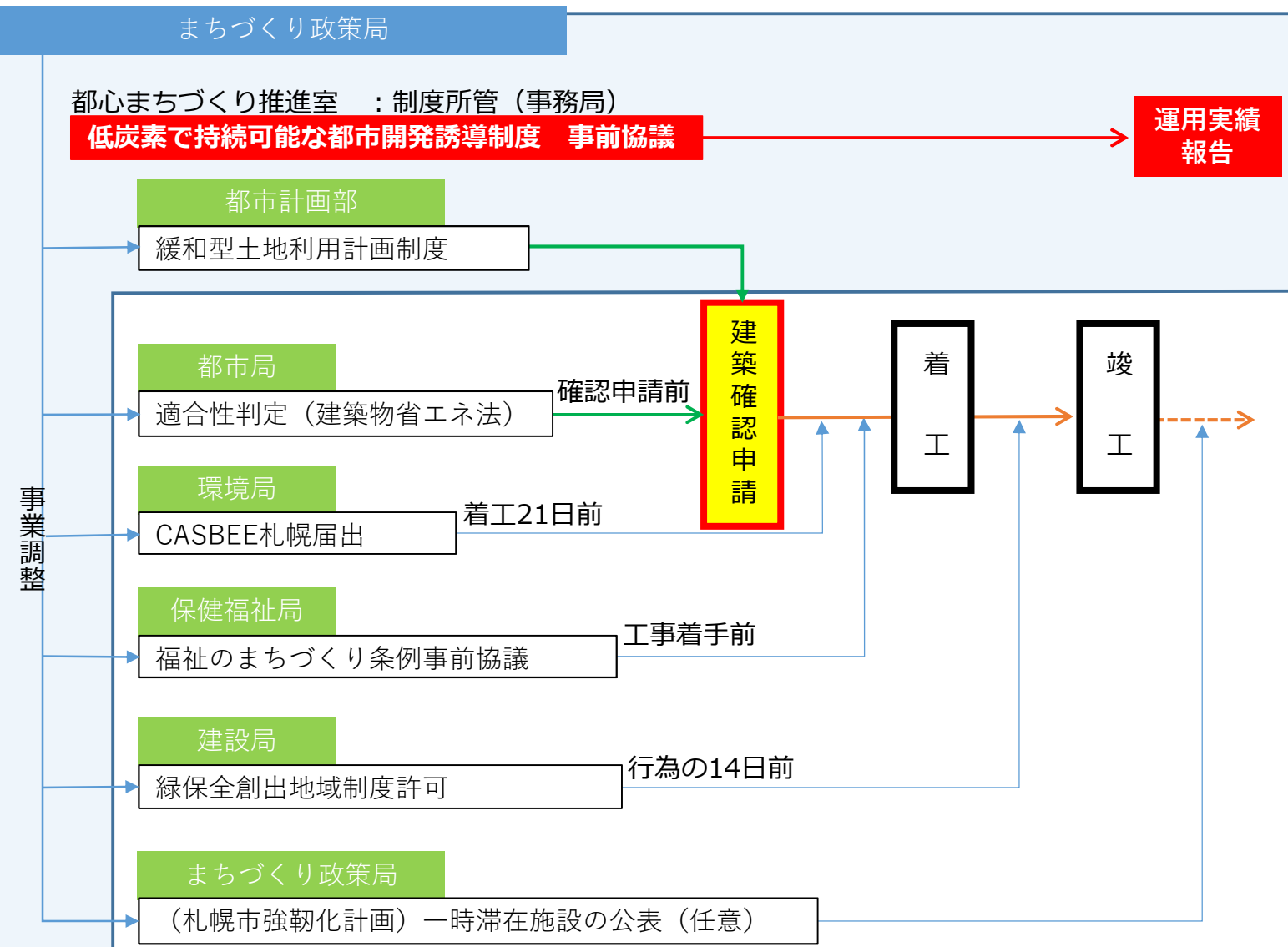
事前協議制度とトップレベル支援

■都心まちづくり推進室の役割

- ・ 開発に関する相談について、行政側のワンストップ窓口としてまずは相談を受ける。
- ・ 制度の所管部局として、本制度の事業者との協議等を実施。
- ・ 連携する他部署制度との事業調整を行う。

■事前協議等関連項目と行政計画等

	関連する行政計画等	関連制度
低炭素	<ul style="list-style-type: none"> <li>札幌市建築物環境配慮制度</li> <li>第2次札幌市環境基本計画</li> <li>札幌市気候変動対策行動計画</li> <li>都心における開発誘導方針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適合性判定（建築物省エネ法）</li> <li>CASBEE札幌届出</li> <li>緩和型土地利用計画制度</li> </ul>
強靱	<ul style="list-style-type: none"> <li>札幌市強靱化計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全確保計画</li> </ul>
快適・健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>札幌市みどりの基本計画</li> <li>福祉のまちづくり条例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑保全創出地域制度許可</li> <li>福祉のまちづくり条例事前協議</li> </ul>



(制度構築に向けた考え方)

- 協議項目の事前明示および、事業者が自己評価を行うことを想定したマニュアルを整備し、本市公式HPで公開。
- 都心まちづくり推進室が開発計画調整で果たす役割等についてもマニュアルに明示し、開発相談のワンストップ窓口としての役割を周知。
- 開発相談を受けた案件について、都心まちづくり推進室が一体となって事業調整のバックアップを行う。



## 事前協議制度とトップレベル支援

## ■協議項目（案）

大分類	中分類	小分類	想定する取組内容	協議項目（抜粋）
脱炭素に向けた取組	建物の省エネ化	建物性能	エネルギー消費性能の向上、外皮性能の向上	B E I、B P I
		自然エネルギー利用	エネルギー削減につながる自然エネルギーの積極的な利用	フリークーリング、自然換気システム、バイオマス利用などの計画
		高効率機器の導入	エネルギー削減につながる高効率設備機器の導入	E M Sの導入、C O 2濃度による外気量制御などの計画
	熱エネルギーの面利用	D H C利用	熱エネルギーのD H C利用	年間建物熱負荷に対するD H C熱の利用率
低炭素電力の利用	低炭素電力の利用	再生可能エネルギー由来電力等の利用	採用を計画する電力のC O 2排出係数	
強靱化に向けた取組	電力自立機能の強化による事業継続性向上	自立分散電源の拡充	自立分散電源の整備	事業継続性向上、環境負荷低減に寄与する整備
		電力供給の強化	事業継続性向上につながる受電計画	2回路受電
	まちの強靱化	発災時の機能確保	建物耐震性向上、水・熱の供給継続、非常用備蓄	免振・制振工法、水・熱の供給計画、備蓄計画
		帰宅困難者対策	帰宅困難者の誘導や一時滞在施設への位置付け	情報発信計画、受け入れ計画
	防災性向上	地域連携	入居者・地域との連絡体制構築	非常時連絡体制等の計画
		ルール等策定	防災マニュアル策定や地域との協力体制構築	非常時対応に関する計画
快適・健康に向けた取組	健康増進に向けた歩きやすいまちづくり	ひとの回遊を促す機能	ロードヒーティング整備、バリアフリー化	各取組の整備計画
		賑わいの創出	公開空地等の利活用	利活用計画や維持管理計画
	札幌らしい季節感のある屋外空間の創出	緑化・グリーンインフラ	みどりの機能や質、量を考慮した効果的な緑化	植栽等に関する整備計画
		積雪寒冷地の特徴を捉えた整備	雪と共生する空間づくり	冬季を想定した外構計画
	四季を通じて快適に過ごせる屋内滞在空間の創出	快適な屋内環境創出	屋内滞在空間の空調計画	空調計画、屋内緑化
		屋内空間への潤い創出	屋内緑化、内装木質化・木造建築化	屋内緑化、地域材を使った内装木質化・木造建築化

## （制度構築に向けた考え方）

- 協議項目を定量的に整理できるものは定量的な項目とし、関連する行政計画の内容について協議項目として盛り込む。
- 屋内外の空間整備については、実際に使用される状況や積雪寒冷地であることを考慮した計画となるよう協議調整を想定。
- 各中分類ごとに、独自提案も受け付けることを想定。
- C O 2排出量の目標削減量の比較年については、都心エネルギープランに基づく2012年比のままとし、2013年の扱いについてはその表し方を含め考え方を継続整理。

## 事前協議制度とトップレベル支援

## ■ トップレベル支援

## 都心における開発誘導方針

## ● 現行の容積緩和の考え方

(都心における緩和型土地利用計画制度運用基準より)

エネルギーネットワークへの接続、エネルギーネットワークへ供給するためのコージェネや地域熱供給プラントの整備の取組が評価され、**緩和容積率の上限は50%**となっている。

内容	緩和容積率	緩和容積率の上限
取組の要件に適合したうえで、建物をエネルギーネットワークへ接続するもの	30%	50%
取組の要件に適合したうえで、エネルギーネットワークへ供給するためのコージェネレーションシステム <sup>※22</sup> や地域熱供給プラントを整備するもの	50%	

参考) 都心における緩和型土地利用計画制度等の運用基準に記載された緩和容積率

取組一覧	緩和容積率
取組1 質の高いオープンスペース整備	目安(例) 200%
取組2 地区ごとのまちづくりルール策定	最大100%
取組3 高機能オフィス整備	最大50%
取組4 ハイグレードホテル整備	最大50%
取組5 景観資源配慮	最大50%
取組6 敷地外のまちづくり貢献	最大100%
取組7 低炭素・省エネルギー化推進	最大50%
取組8 防災性向上	最大50%
取組9 交通施設整備による良好な歩行環境形成	最大50%
取組10 重層的な回遊ネットワーク形成	最大100%
取組11 既存建物活用	最大50%

## ● 他制度との組合せ

都心における開発誘導方針に基づく容積率の緩和と建築基準法による許可、エコまち法の容積不算入の制度を組み合わせ活用できる。

## 建築基準法第52条第14項第1号

札幌市許可基準(適用の範囲)

省資源、省エネルギー、防災等の観点から必要なもので市長が認める施設に関する容積率制限の特例

## 都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)

低炭素化に資する設備について通常の建築物の床面積を超える部分の容積率の不算入

※建築基準法第52条とエコまち法の容積率不算入部分との重複はできない。

容積率制限の特例

## 建築基準法第52条第14項第1号

地域冷暖房施設、コージェネ室、発電室、蓄熱槽、蓄電池、住宅等に設置する潜熱回収型給湯器 ほか

容積率の不算入

## 都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)

コージェネレーション設備、地域熱供給設備、燃料電池設備、蓄電池等 延べ面積の1/20まで

(制度構築に向けた考え方)

- 都心における開発誘導方針に位置付ける取組内容について、建物の省エネ化等、より積極的な取組誘導につながる内容等の拡充を含め検討。
- その他支援策として、開発計画の省エネ化・省CO<sub>2</sub>につながる取組誘導(国際的認証取得など)を行うために必要な専門的知見を提供する等の支援を想定し検討を進める。

運用実績報告

■運用実績報告の目的

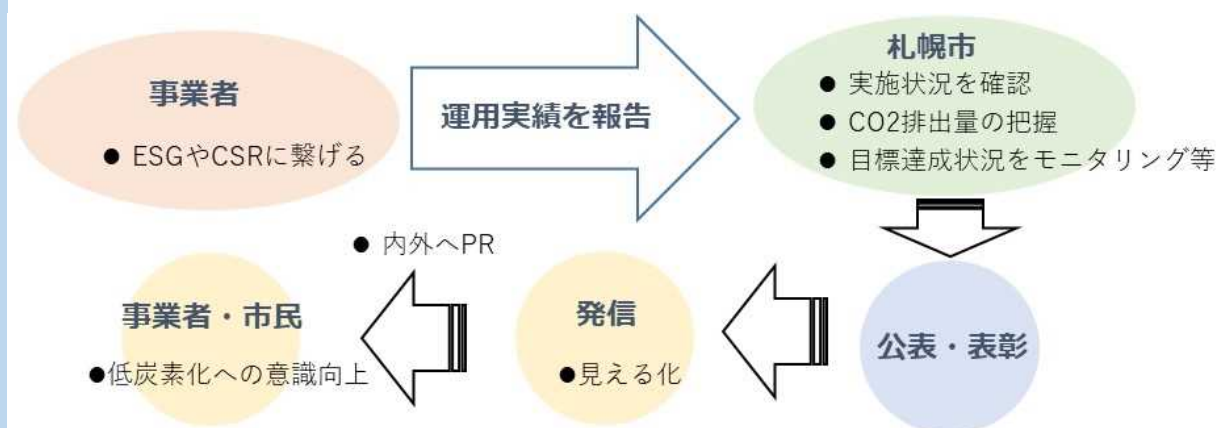
協議を実施した計画について、運用段階の実績報告を求めることにより、計画時点の評価だけでなく、運用段階も含めた計画全体の評価を行うとともに、取組内容の協議シートへのフィードバックや、プランそのものの進行管理を行うことを目的とする。

(部会での主な意見)

- データを何に使うのか、良いものに繋がれるかで違ってくる。これを事業者伝えることも必要。ESG投資に繋がったり、LEEDやWELL認証を取得することで外国企業のテナントを誘致する等のメリットが期待できる。
- 運用実績報告書には相手側のメリットがなければ協力してもらえない。記載してもらえる内容とする必要がある。
- 報告データをスマートメーターやスマートシティ事業に活用するといったことも考えられるのではないか。
- 報告項目について、特に数字が必要なものは簡単に出せるものが望ましい。

■運用実績報告の活用と効果

- 事前協議内容の実施状況を確認する。
- 年間エネルギー使用量とCO2排出量を把握し、環境政策に役立てる。
- 収集したデータのオープンデータ化等による、まちづくりへの利活用を検討する。
- 取組効果の高い案件について分析し、事前協議へ反映させることで波及効果を促す。
- 都心エネルギープランの目標達成状況をモニタリングする。
- 見える化により、事業者・市民の低炭素化への意識向上を促進する。
- 取組効果の高い案件について、内外へPRすることで事業者のCSRに繋げる。



■運用実績報告項目 (案)

大分類	小分類	報告項目
脱炭素に向けた取組	エネルギー使用量	電気、ガス、油などの使用量
	運用改善	運用時の独自の取組内容などを自由記載
	(DHC接続による容積緩和を受けた案件について) DHC利用	建物の全熱負荷に対する、DHCの熱の利用率を算出
強靱化に向けた取組	自立分散電源	(電源途絶等があった際)稼働状況、現状の課題と対応
	発災時の機能確保	(水や熱の供給途絶があった際)供給継続状況、現状の課題と対応
	地域連携	計画内容と実施状況、運用後の工夫、現状の課題と対応
快適・健康に向けた取組	ひとの回遊を促す機能	計画内容と実施状況、運用後の工夫、現状の課題と対応
	屋外空間整備	植栽等の維持管理状況、計画内容と実施状況、運用後の工夫、現状の課題と対応
	屋内空間整備	計画内容と実施状況、運用後の工夫、現状の課題と対応



## 運用実績報告

### ■運用実績報告の報告時期

運用実績報告は、容積率の緩和制度を活用した場合とそれ以外とは、異なる実績報告の期間を設定する。

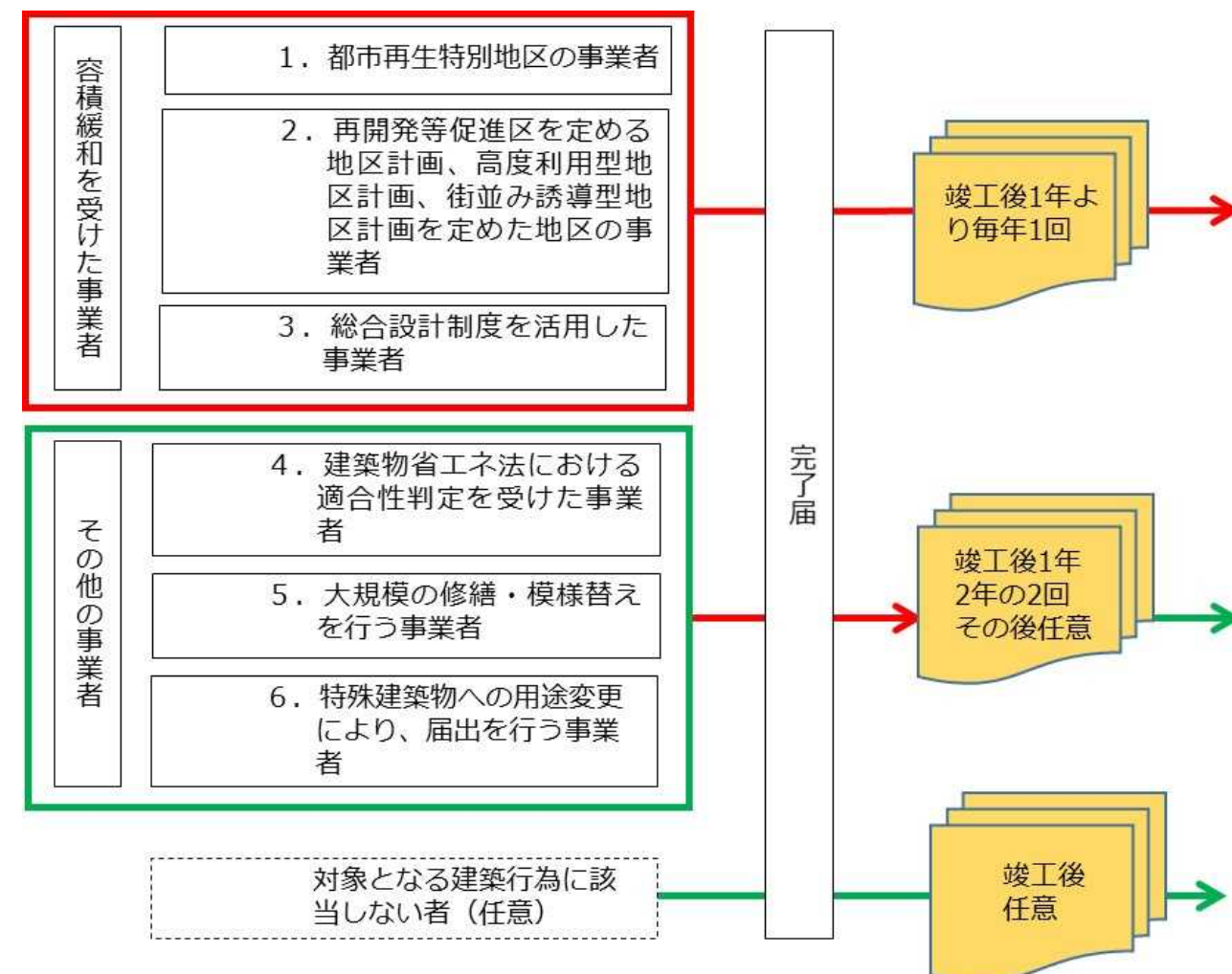
1. 容積率の緩和制度を活用した場合は、建築行為の完了1年後から毎年1回報告。
2. 容積率の緩和を行わない建築行為においては、建築行為の完了から1年後と2年後の2回報告。その後は任意報告とする。
3. 対象区域内で対象行為に該当しない建築行為を行う際に、事前協議を申出た者は、任意に運用実績報告を行うことができる。

### ■運用実績報告を行う者

事前協議を行った建物の所有者

### ■運用実績報告の提出方法

- 入力様式を作成し、札幌市公式HPで公開
- 報告者は様式にデータを入力し、札幌市に提出
- 提出されたデータは都心まちづくり推進室が一元管理する。



### (制度構築に向けた考え方)

- 計画内容・報告実績共に先進的な取組を行っている案件について積極的に对外発信する等、報告者にとってのメリットとパッケージでの制度検討を進める。(对外発信等公表については次頁)
- 報告データは一元管理し、先進的な取組内容の事前協議項目へのフィードバックを行う。さらには将来的なオープンデータ化などによるデータ活用も想定し検討を進めたい。
- 報告内容は通常の維持管理の範囲で回答できる内容とする。



## 公表・表彰

## ■公表の目的

計画時点の取組と運用段階の実績を踏まえて公表することにより、より積極的な取組を進めている事業について対外的に情報発信を行い、取組状況を周知・波及させることを目的とする。

## ■表彰の目的

特に高い評価につながる取組事例については、表彰を行うとともに積極的な対外PRを行う。これにより事業者のCSRの間接支援に加え、都市の環境価値の向上や魅力向上につなげることを目的とする。

(部会での主な意見)

- 都心強化先導エリアなどで、札幌のショーケースの実現を目指してはどうか。

## ■公表・表彰制度の考え方

事前協議・運用実績報告を行った建築物を公表し、特に低炭素で持続可能なまちづくりの推進に寄与した建築物について表彰する。

## 【公表の諸条件】

- 公表には、事前協議・運用実績報告を行った建築物所有者の同意が必要

## 【公表の内容】

- 計画内容（事前協議時点）
- 運用実績報告内容

## 【公表の手法】

- 札幌市公式HP

## 【表彰の諸条件】

- エネルギー施策の推進に著しく寄与する建築物の所有者、設計者、施工者等を表彰

## 【表彰の手法】

- 札幌市公式HP
- 対外的な取組PRを考慮し、都心まちづくり推進室で開催するフォーラム等の交流事業を活用して行うことを想定。

## ■公表・表彰を行うことで期待される効果

優れた取組を対外発信（公表・表彰）することにより、事業者の資産価値向上やCSR、他の計画への波及を促す。事業者に対して、事前協議等を通じ、公表・表彰制度を積極的に周知する。

## 【事業者のメリット】

## ●資産価値の向上

1. 建築物や建物所有者のイメージアップ
2. 執務者の満足度向上
3. テナント誘致に有利

## ●事業者のCSRの認知度上昇

## 1. ESG（環境・社会・ガバナンス）投資促進

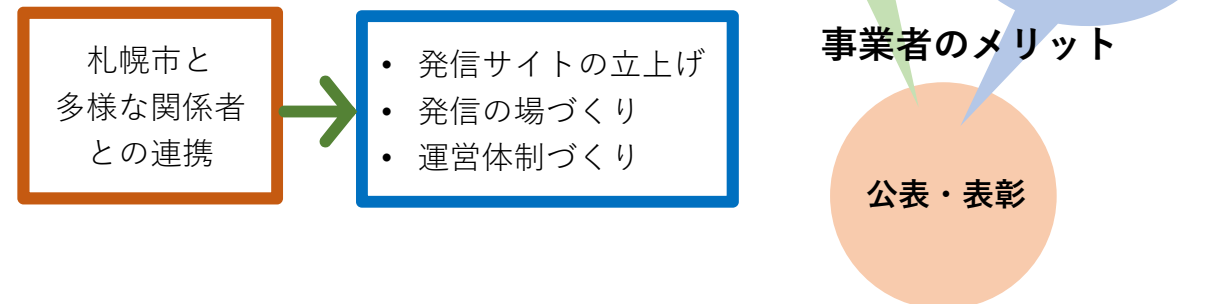
低炭素などに取り組む企業として、これを重視する機関投資家から投資価値を評価される。

## 2. 社会的信頼性の向上

優れた取組の実践が発信されることで、社会的な信頼性の向上が期待できる。

## ■多様な関係者と連携した発信

多様な関係者と連携し、発信する仕組みを構築する。



(制度構築に向けた考え方)

- 公表・表彰制度は、より優れた取組を対外発信することによる企業のCSRの間接支援や、他の計画への波及を促す制度となるよう検討
- 事業者に対し、事前協議等を通じ制度周知を積極的に展開

## プロジェクト③ 低炭素で強靱な電力利用

行政計画上の位置付け

都心エネルギーマスタープラン 「低炭素」取組方向.3

「地域新電力による再生可能エネルギー電力の利用拡大」

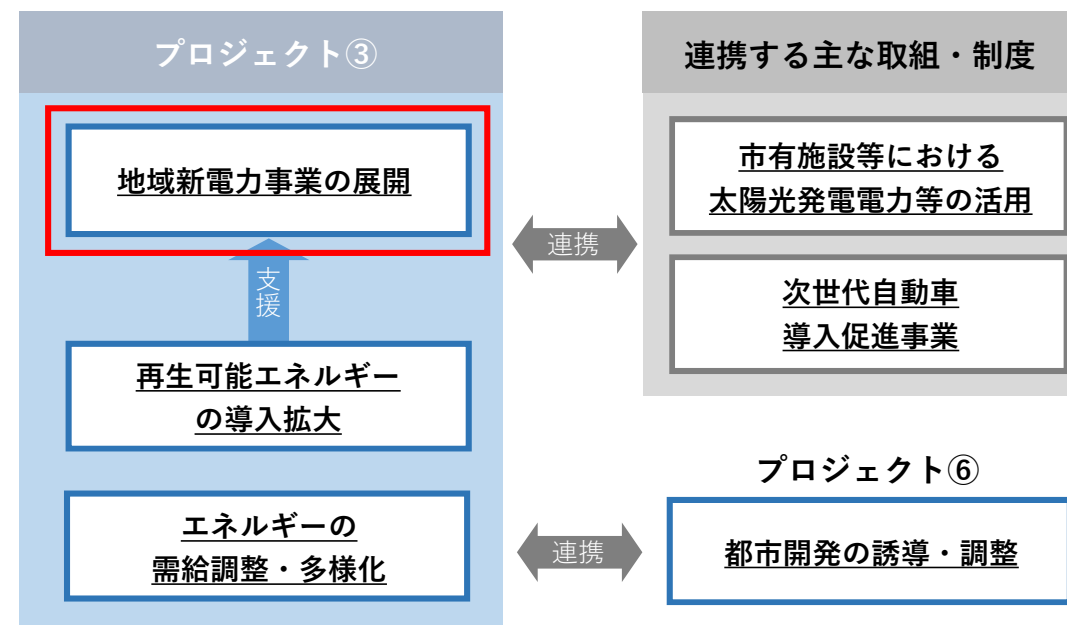
- 都心のエネルギー需要に対応するため、エリア外と連携して再生可能エネルギー由来の電力を供給する「地域新電力」を検討。
- 電源は、清掃工場のごみ発電電力、コージェネの発電電力等の活用から始め、再生可能エネルギーの割合を段階的に拡大させることで、電力の低炭素化と、熱と電力のトータルエネルギーコストの低減を図る。
- 都心部の需要家に対して優先的に低炭素な電力の供給を進めることで、省エネビルへの建替やエネルギーの面的利用、その他都心のまちづくりに関する取組の促進へとつなげる誘導策を検討。

都心エネルギーアクションプラン

(プロジェクトの基本的な考え方)

電力利用における大幅な低炭素化を図るために、都心エリア外から再エネ由来の電力を調達して供給する「地域新電力事業」を立ち上げ、再エネ利用の拡大を進める。また、再エネの需給調整や災害時にも役立つ蓄電池、EV、水素など多様な形によるエネルギー利用を進める。

世界で広がるRE100やESG投資をはじめとする脱炭素経済の進展を見据え、都心エリアの国際競争力の強化へとつなげるという観点からも再エネ由来の電力供給体制の確立を進める。



札幌市が事業に主体的に関わる必要性

- ① 将来的に需要が高まることが想定される低炭素電力について、需要量の安定的な確保を担保する必要がある
- ② 本市エネルギー施策に基づき、地域新電力事業の方針として、低炭素な都市の実現を目的に取り組むことを明確に打ち出す必要がある

【事業立上げ目標】

都心エネルギープラン上は令和4年度を事業立上げ目標としている

検討の経緯

令和2年度

- 事業計画、収支計画の検討
- 勉強会の開催（5回開催）
- 他都市ヒアリング実施、需要家アンケートの試行



令和3年度も引き続き検討



国の制度見直しについて

【国の制度見直しの概要】

- ✓ 非化石価値を扱う市場について、「高度化法義務達成市場」「再エネ価値取引市場」へ再編。
- ✓ 再エネ価値取引市場開設の主眼は、「RE100やESG投資の拡大により急速にニーズが増大している電気の“再エネ価値”について、需要家が市場取引に参加できる市場を創設する」というもの。
- ✓ 再エネ価値取引市場は、2021年11月から取引試行予定。
- ✓ 需要家の市場参入については、取引機会公平性確保の観点から、参加条件を厳格化せずに幅広い需要家の市場参入を認める。
- ✓ さらに需要家の利便性向上の観点から、仲介事業者の市場参入を認める方向で検討を深める。

前回お示した制度見直しの基本的方向性

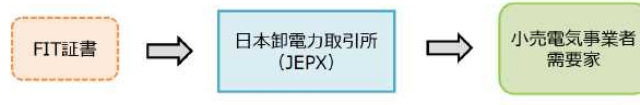
令和3年3月26日第48回  
制度検討作業部会 資料4の抜粋

- 現行の非化石価値取引市場は、エネルギー供給構造高度化法が定める小売電気事業者の非化石電源比率目標の達成を後押しするため創設されたもの。副次的な効果として、証書販売収入によるFIT賦課金の軽減や、発電事業者の非化石投資の促進も期待されている。
- 市場創設から約3年が経過し、2030年度に向けて小売電気事業者の非化石電源比率目標達成に向けた取組の重要性がより一層高まる中で、**制度の見直しに当たっては、市場創設の趣旨を損なわないことが大前提。**
- その上で、急速にニーズが増大している電気の再エネ価値<sup>※</sup>への需要家アクセスの向上を実現するため、異なる価値の取引について別の市場を形成している欧米の例を参考に、高度化法上の義務達成のための市場と別に、**需要家が市場取引に参加できる再エネ価値の取引市場（再エネ価値取引市場（仮称））を新たに創設すること**としてはどうか。  
※ゼロエミ価値（排出係数削減効果）及び環境表示価値
- その際、需要家の市場参加が可能となる新たな市場における取引対象は、**国民負担の下に実現しているFIT電源の再エネ価値を広く開放する観点から、FIT証書とすること**としてはどうか。
- 一方、**非FIT証書**については、引き続き、高度化法の非化石電源比率目標達成のための取引市場（高度化法義務達成市場（仮称））において扱うこととし、**FIT証書相当分については、小売電気事業者の非化石電源比率目標から控除する等の詳細は今後検討していくこと**としてはどうか。

新たな非化石価値取引市場のイメージ（案）

新規（再エネ価値の取引）【再エネ価値取引市場】

- 小売電気事業者及び需要家が購入可能
- 取引対象は「FIT証書」



継続（高度化法義務の達成）【高度化法義務達成市場】

- 小売電気事業者<sup>※</sup>のみ購入可能 ※高度化法に基づく目標達成義務あり
- 取引対象は「非FIT（再エネ指定）証書」及び「非FIT（再エネ指定なし）証書」



※非FIT（再エネ指定）証書の再エネ価値に対する需要家アクセスは別途検討

需要家の要件（取引市場への直接参加）

- これまで需要家が電気の再エネ価値を他者から購入しようとする場合、その手段が**小売電気事業者から電気とセットでの購入のみ**であった。
- 今後、新たに創設する再エネ価値取引市場に需要家が直接参加できるようになれば、小売電気事業者を介さず、**安価に電気の再エネ価値を購入できる**ようになることが期待される。
- このため、**取引機会の公平性確保の観点**から、取引に参加できる需要家の要件は、徒に厳格なものとせず、**幅広い需要家の市場参加を認める**こととしてはどうか。
- 他方、取引に参加するに当たっては、取引会員資格の取得や年会費の支払い、取引ごとの手数料の支払いなど、**一定のコストが生じる**。また、四半期に1回程度行われるオークションにおいて、**需要家が必要量を安価な価格で調達できないリスク**があり、現実に取引に参加する需要家は限られる可能性もある。
- こうした状況を踏まえれば、**需要家の利便性向上の観点**から、証書購入を望む需要家との間を**仲介する事業者の市場参加を認める方向で検討を深めていく**こととしてはどうか。
- ただし、仲介事業者の市場参加は、**小売電気事業者の事業機会を損なう可能性**があるほか、これまで電気とセットで取引されてきた証書の**税務・会計上の整理に影響する可能性**があり、こうした課題への対応についても検討を深めていく必要がある。

11

経済産業省資源エネルギー庁 制度検討資料より（抜粋）

勉強会での意見交換（令和3年度）

- 第1回 5月21日（金）
- 第2回 6月23日（水）
- 第3回 10月13日（水）

（概要）

- 政府の資料では、小売電気事業者の事業機会を損なう恐れがあるという意見が記載されており、検討中の事業への影響は皆無ではないと思われる。
- 今後も電気事業に関わる制度変更は起こりうるのではないか。
- 実際に再エネ価値市場が活性化したのち、再エネ価値の価格帯がどの程度で落ち着くのか未知数。

事業検討の方向性等は共有できているが、事業化判断には不確定要素等含め、より詳細の検討が必要とのことで認識共有。

現時点での事業化判断

【現時点での判断】

これまでの検討を踏まえ、当初想定していた令和4年度事業設立に向けた、令和4年度予算への出資金予算要求を行わず、本事業については継続検討とする。

なお継続検討に際しては、事業の主目的である都心への再生可能エネルギー由来電力の導入拡大を達成する最善の方策について、これまでの検討成果や国の動向を注視しつつ幅広く検討したい。



# エネルギー利用の最適化・強靱化に向けた検討

都心エネルギープランに位置付ける取組（プロジェクト②、③、④）

### プロジェクト②：低炭素で強靱な熱利用

取組名	活動指標
冷水・温水導管ネットワーク幹線の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>官民連携による整備スキームの構築</li> <li>都心強化先導エリアにおけるループ状導管幹線の整備</li> </ul>
C G Sを導入したE Cの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>E C整備の検討調整</li> <li>C G S導入調整</li> <li>「都市開発誘導制度」との連携</li> </ul>
再生可能エネルギーの導入拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギー導入拡大に向けた調査・検討・調整</li> <li>道内自治体との連携体制の構築</li> </ul>
スマートなエネルギー利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>スマートなA E M Sの構築検討</li> <li>地域新電力との連携による熱電マネジメントの検討</li> </ul>

✓ 建物建替え機会を捉えたE C整備、熱導管ネットワーク拡充の調整実施。併せて都市開発誘導制度を構築中。  
 ✓ 再生可能エネルギーの導入拡大、スマートなエネルギー利用の手法検討ができてない。

### プロジェクト③：低炭素で強靱な電力利用

取組名	活動指標
地域新電力事業の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業スキームの構築</li> <li>会社の立ち上げ</li> <li>低炭素な電力供給</li> </ul>
再生可能エネルギーの導入拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>道内の再生可能エネルギー発電事業者との連携</li> <li>道内自治体との連携体制の構築</li> <li>再生可能エネルギー電源の開発スキームの検討</li> </ul>
エネルギーの需給調整・多様化	<ul style="list-style-type: none"> <li>再開発等との連携による蓄電池、EV充電ステーションの整備</li> <li>水素利活用の検討</li> </ul>

✓ 地域新電力事業については、国の動向を注視し最善手法を継続検討。  
 ✓ 再生可能エネルギーの導入拡大、エネルギーの需給調整・多様化に関する手法検討ができていない。

### プロジェクト④：スマートエリア防災

取組名	活動指標
自立分散電源・熱源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点開発、中小ビルにおける自立分散電源設置の誘導、調整、支援</li> <li>地域熱供給の利用促進による熱源の確保</li> </ul>
エリア防災の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時のエネルギー供給に関するルールづくり</li> <li>災害時の情報共有、発信機能の強化</li> <li>防災協議会の連携強化</li> <li>帰宅困難者対策の手引き策定</li> <li>エリア防災協定の締結</li> </ul>

✓ 自立分散電源の誘導調整、地域熱利用について協議する都市開発誘導制度を構築中。  
 ✓ 非常用電気等供給施設協定の締結について進行中。  
 ✓ その他地域特性に応じたエリア防災の手法検討を進めたい。

2021～2022年度検討業務

### 2021年度の検討内容

（業務の概要）  
 札幌都心における将来的なエネルギー施策の展開を見据えた、平常時のエネルギー利用の最適化および非常時のエネルギー供給体制の強靱化を目的として、都心のエネルギー消費の現状を把握し、目的達成に資する基本的な考え方や方向性および方策について検討を行う。

	業務内容
事業者アンケート	都心のエネルギー利用実態調査（2013年調査ベース）
床面積別・用途別エネルギー消費量調査	アンケート結果を基に、建物の床面積別・用途別エネルギー消費量について分析調査する
建物建替え効果の比較検証	前回調査以降に建て替えのあった建物を対象に、エネルギー消費量の比較検証
都心の非常時における必要エネルギー量調査	床面積別・用途別の非常時必要エネルギー量の分析調査。なお都心強化先導エリアは建物ごとに算出。
次年度向け基礎検討	調査結果および札幌市の特徴を捉えた検討方向性等

### 2022年度の検討内容（案）

2021年度成果をベースとして、「札幌都心」の特徴を踏まえたエネルギー利用の最適化・強靱化に資する手法についての検討、および社会実装に向けた法・枠組みや技術的課題等の整理を想定

（想定する検討内容）

- 熱・電エネルギーネットワーク整備手法
- エネルギーセンターの配置論
- ICT等を活用したEMSの構築手法
- 再生可能エネルギーの導入拡大手法
- インフラ整備を踏まえた防災体制と構築手法

（その後の展開）

- 都心エネルギーアクションプランの改定
- 社会実装に向けた検討
- 取組の展開

これら検討を進めるためには、エネルギー事業者の知見や協力が不可欠  
 地域新電力の立ち上げ検討勉強会をベースに、引き続き意見交換等により検討を進めたい。

